

下水道使用料を改定

7月1日から平均9・0%引き上げ

下水道の役割

下水道は、清潔で快適な生活環境を築くためだけでなく、河川や海などの水質汚濁を防ぎ、貴重な自然を守るとともに、大雨による浸水の防除などの役割を担う重要な施設です。

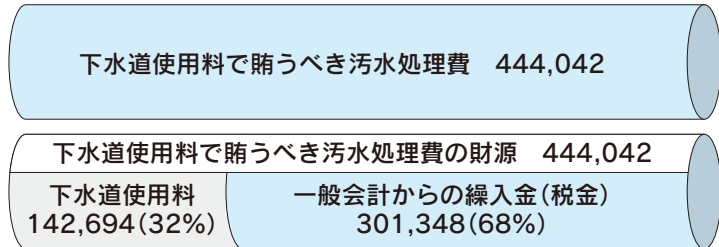
下水道普及率は53・6%

町では、平成4年に供用開始してから19年が経過し、平成22年度末の下水道普及率は53・6%となっており、今後も未整備区域への整備を進めていきます。

下水道使用料9%値上げ

下水道使用料は、家庭や事業所などから出る汚水をきれいにするための下水処理場や下水管の維持管理費、これまで行ってきた下水道建設に要した借入金を返済する費用に充てられています。これらの費用は、下水道使用料で賄うことが原則とされていますが、平成22年度の下水道事業特別会計決算においては、

（図1）平成22年度 下水道使用料で賄うべき汚水処理費とその財源 （単位：千円）



※下水道使用料で賄うべき汚水処理費(444,042千円)は、下水道使用料で賄うことが原則となっていますが、実際は、下水道使用料で賄っている割合は32%にとどまっています。

下水道使用料で賄うべき汚水処理費(444,042千円)のうち、下水道使用料(142,694千円)で賄っている割合は32%にとどまり、不足分の68%は一般会計からの繰入金(税金)(301,348千円)で補填している経営状況になっています。(図1参照)

このため、一般会計からの繰入金(税金)を少しでも減らし、下水道経営の健全化を図るため、平成24年7月1日から下水道使用料を平均9・0%引き上げることになりました。(表1・表2参照)

下水道経営の健全化

町では、下水道使用料の値上げだけではなく、下水道経営の改善のため、人件費の削減、工事等において再生材の使用やマシンの小型化による工事コストの縮減や接続率向上のため、排水設備工事に伴う奨励金や融資あつせん、チラシを配る個別訪問などを行い、普及活動に努めています。



問い合わせ

下水道課 内線214

【表1】2か月当たりの公共下水道使用料金表

		現行料金(円)	改定料金(円)	改定率	
一般汚水	基本料金	16㎡までの分	1,390	1,516	9.1%
	超過料金 1㎡につき	16㎡を超え 40㎡までの分	100	109	9.0%
		40㎡を超え 60㎡までの分	107	117	9.3%
		60㎡を超え 80㎡までの分	122	133	9.0%
		80㎡を超え 100㎡までの分	135	147	8.9%
		100㎡を超え 200㎡までの分	148	161	8.8%
		200㎡を超え 1,000㎡までの分	168	183	8.9%
		1,000㎡を超え 2,000㎡までの分	187	204	9.1%
		2,000㎡を 超える分	207	226	9.2%
		平均改定率			
公衆浴場 汚水		1㎡につき	6	6	-

(消費税抜き)

【2か月で40㎡使用された場合の使用料計算例】

16㎡までの分 → 基本使用料 = 1,516円
 16㎡を超え40㎡までの分
 → (40㎡ - 16㎡) × 109円 = 2,616円
 計 1,516円 + 2,616円 = 4,132円
 消費税 4,132円 × 5% = 206円
 (1円未満切り捨て)
 合計 4,132円 + 206円 = 4,338円
 (359円増)
 (現行料金) 3,979円

使用料は汚水の処理や管渠の維持管理等に使われます。



【表2】公共下水道使用料新旧早見表 (2か月・税込み)

排水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)
16㎡まで	1,459	1,591	132
20	1,879	2,049	170
30	2,929	3,194	265
40	3,979	4,338	359
50	5,103	5,567	464
60	6,226	6,795	569
70	7,507	8,192	685
80	8,788	9,588	800
90	10,206	11,132	926
100	11,623	12,675	1,052

※一般家庭において、2か月に40㎡排水する場合は、現行料金と比べ359円の増額となります。